

平成25年第2回教育委員会定例会

開会年月日 平成25年1月28日(月)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 外松和子
同 委員 天沼英雄
同 委員 安藤睦美
同 教育長 河口浩

議 題

1 議案

- (1) 議案第2号 平成25年度練馬区教育委員会教育目標の制定について
- (2) 議案第3号 平成25年度教育関係当初予算案について
- (3) 議案第4号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (4) 議案第5号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (5) 議案第6号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (6) 議案第7号 平成24年度練馬区指定・登録文化財について
- (7) 議案第8号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案に関する意見について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕

3 協議

- (1) 平成24年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

学校用務業務委託候補業者の選定について
被災地体験学習の実施について
通学路の合同点検結果について
学校給食調理業務委託候補業者の選定について
練馬区立小中学校 体力テストの結果について
部活動指導における暴力による体罰の実態把握について
小規模児童福祉施設の耐震診断結果に伴う対応について
保育施設の給食用食材放射性物質検査（一回目）結果について
平成24年度「練馬区成人の日のつどい」実施結果について
地域若者サポートステーション推薦団体の決定について
その他
練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 12時00分

会議に出席した者の職・氏名

| | |
|---------------------|----------|
| 教育振興部長 | 阿 形 繁 穂 |
| こども家庭部長 | 郡 榮 作 |
| 教育振興部教育総務課長 | 岩 田 高 幸 |
| 同 教育企画課長 | 羽 生 慶一郎 |
| 同 学務課長 | 古 橋 千重子 |
| 同 施設給食課長 | 山 根 由美子 |
| 同 教育指導課長 | 吉 村 潔 |
| 同 総合教育センター所長 | 伊 藤 安 人 |
| 同 光が丘図書館長 | 内 野 ひろみ |
| こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱 | |
| 練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱 | 木 村 勝 巳 |
| こども家庭部保育課長 | 内 木 宏 |
| 同 保育計画調整課長 | 杉 本 圭 司 |
| 同 青少年課長 | 浅 井 葉 子 |
| 地域文化部 文化・生涯学習課長 | 小金井 靖 |

傍聴者 2名

委員長

ただいまから、平成25年第2回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴の方が1名おいでになっていらっしゃる。よろしくお願いいたします。
では、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、議案7件、陳情4件、協議
1件、教育長報告11件である。

(1) 議案第2号 平成25年度練馬区教育委員会教育目標の制定について

委員長

初めに議案である。
議案第2号 平成25年度練馬区教育委員会教育目標の制定について。
では、この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

1カ所、「中学校」という言葉が挿入されたということである。ご意見やご質問があれば願います。

天沼委員

このとおりで私はよろしいかと思う。

委員長

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第2号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第2号については、「承認」とする。

(2) 議案第3号 平成25年度教育関係当初予算案について

委員長

議案第3号 平成25年度教育関係当初予算案について。
では、この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。では、各委員のご意見、ご質問を伺う。

天沼委員

大変充実した予算案だと思う。この予算案にないと思われることについてお伺いしてよろしいか。

昨年12月20日に練馬区の建築物の8棟が違法ということで、そのうちの6棟が解体されるという記事が出ていた。具体的に開進第一小コンピューター室と練馬小学童クラブ、大泉東小特別支援教室と石神井小第二学童クラブ、関町北小図書館図書コンピューター室、開進第一小更衣室等という、これらを解体するという記事が出ていたが、これは事実そのとおりなのかということと、これらにかかわる解体費用はどちらのほうから拠出されるのかということ。

もう1点、4ページの児童福祉施設の建築安全の対応ということで、学童クラブ2カ所について建築安全の対応とされるというお話だったが、この新聞記事にあった練馬小学童クラブと石神井小第二学童クラブのことなのか。あるいはそのほかの学童クラブの建築安全の対応を図るということなのか。2点お聞かせいただきたいと思う。

施設給食課長

仮設の建築物の4つほど学校の施設ということになっているが、その中で来年度対応していくのは開進第一小学校のコンピューター室がある建物についてである。こちらについては、本校舎の中に移設をするということと、今現在、仮設で使っているコンピューター室の建物については除却するということを予定しているので、それについては来年度の予算の中で、営繕費の中で対応していきたいと考えている。

ただ、それ以外の3つの建物については、区の方針として、仮設というのはあくまでも年限を限って使用するということが認められているものなので、その期限を越えているものについては除却をして、つまり解体をしていくという区の方針を示したということであって、具体的にいつというものについて、学校施設について残りの3棟については決まっているものではなく、あくまでも考え方を示したというものである。

教育振興部長

24日に実は区の中のこの建物に関して所管をしている環境まちづくり事業本部のほうで、一連の建築物の区立施設の施設に関する安全確認の方針を定め、まだ案であるが、24日の常任委員会に報告をして、それを対外的に公表して、今、委員のお話の新聞記事になったという状況である。

教育委員会所管の学校施設あるいは学童クラブ等々が多く含まれているわけであり、今それはお話しのとおり、25年度に対応する分については、今回のこの予算案の中に盛り込まれているところである。

これらについては、実は今、個別にそれぞれの施設、どういうふうに対応するのか。予算の計上も含めて整理をしているので、その準備ができれば教育委員会にもご報告申し上げたいと思っている。時期的に次回になるか、次々回になるのか、いずれにしても

緊急にまとめた上で、この区立施設の建物に関する対応についてご報告申し上げたいと思っているので、もう少しお時間いただけたらと思う。

天沼委員

どうもありがとう。わかった。

委員長

開進第一小学校は大変児童数が急増したときに、そのような措置がいろいろとられたかなという記憶があるのだが、校舎の中に移す等々というのは、コンピューター室か、そういうのは今は可能になってきているということなのか。

教育振興部長

そういうことも含めて解体後、解決策はどうするのか。そういうことも全部含めて学童クラブも何校もあるので、それぞれの施設が明確になるような形の資料をそろえて、当委員会のほうにご報告申し上げたいと思っている。個別のあれだと数がちょっとあるもので、整理した上で資料提供の上で報告をさせていただけたらと思っている。もう少しお時間いただけたらと思っている。

ただ、今お話になった開進第一小学校のコンピューター室等については、25年度に解体をするということで現在進めているところである。

委員長

それぞれについて検討していただいているということでよろしいか。

そのほかのご意見、ご質問あったら、願います。

安藤委員

質問である。3番の学校適正配置であるが、24年度に予算がなかったもので、また幼稚園が廃園になった以降にこの予算がついたということであるが、具体的にどういったところにこの予算は使われるのか。

教育企画課長

学校適正配置である。これは光が丘の小学校の跡も適正配置をどうやって進めていこうかということで検討課題になってきたところである。一方で、この間、学校の少人数化がかなり進んでいるところもあるので、来年度に入って学級編成の状況等を確認をした上で、著しく小規模になってきている学校について、地域の皆様とお話し合いをするような形で進めてまいりたいということで、今回その地域の皆様とお話しする関係の経費を含めているということである。

安藤委員

ありがとう。

子育て支援課長

一部訂正をお願いしたい。資料2の3ページのところである。(22)の保育施設の整備というところで、2行目の一番終わりが下石神井第三保育園・冰川台保育園と書いてあるが、実はこれ冰川台第二保育園になる。

それから、その行の一番後ろのほうである。平成25年度と書いてある。これは26年度である。それから、その後の改修工事の改修工事に向けてと改修工事が2回出ているので、最初の「の改修工事」を削除していただくということをお願いしたいと思う。申しわけない。よろしく願います。

委員長

3ヶ所修正があったが、よろしく願います。

ほかにご意見、質問あるか。

では、私から質問させていただく。1ページの4番の小中一貫教育の推進について予算が少し減っているのは、フォーラムがないということで減っているのか。

それともう一つ、6番のいじめ防止事業の充実のところでは予算がついているのは、この支援チームを立ち上げたことについての経費ということなのか。以上2点お願いいたします。

教育企画課長

小中一貫教育であるが、委員長ご指摘のとおり、来年度はフォーラムを予定していない。その関係の経費は当然減になっているということである。また、小中一貫教育の全国サミットというものに、学校の先生方を派遣しているところであるが、そちら、これまででは区費の中で旅費を対応していたが、都費の旅費の中でも対応できるというようなことであったので、その分を切りかえているというようなことで、今回予算は減少しているというようなことである。

また、来年度以降、今整備をしているが、研究グループが数が変わってくる。そういったことでの減少も見込んでいるというような格好である。概略以上である。

委員長

ありがとう。いじめ防止事業のこと。

教育指導課長

いじめ防止に関係しては、1つは先だってからご説明しているいじめ等対応支援チーム、この関連の予算が今回入ってきているということと、子供たちにいじめを相談できる電話番号等、ことしは急遽臨時でまた配布したが、来年リーフレットのようなものをつくって、そこに電話番号等が書いてあるものを全児童生徒に配布する。そんなことを考えているということと。

あと、例年やっているいじめ一掃プロジェクト、これは今まで生涯学習センターでやっているが、もう少し保護者や地域の方、広くあの取り組みを知ってもらって啓発していきたいということもあり、今回、文化センターのほうで来年度広い場所をとってやる

ことで、少し予算を計上して充実させていくという考えを持っている。

委員長

ありがとう。ほかの方。ご質問、ご意見。

安藤委員

質問ではなくてお願いだが、5番の教育の情報化の推進というところで、昨年から各学校のホームページが同じ型を使って大変わかりやすくなって、すごく学校の様子が見えるようになってよかったなと思っている。

ただ、一部の学校では、なかなかそれが活用できておらず、お知らせというもので学校だよりか何かを、そういったものが大分古いものが最新のものとなって出ていたりとか、校長先生のご挨拶というところが教育目標が載っていたりとか、ちょっと内容的にどうなのかなという学校も幾つか、多くはない。ほんとうに多くの学校は、日々の様子を校長先生がまめにアップされていたりとか、すごく学校の様子が見えるが、そういう数少ない学校だが、そういう学校があるので、まだまだ支援が必要かなと思う。

来年度はさらに支援システムが充実するような予算が組まれているので、ぜひ活用していただけるといいなと思う。

また、小中一貫に関連してだが、保護者の方への周知がまだまだなのではないかということで、フォーラム等でも指摘があったが、そういったこともぜひそのホームページなどに載せて宣伝していけるといいのかなと思うので、活用とバックアップをよろしくお願いしたいと思う。

以上である。

教育企画課長

学校の情報化については、子ども重点的な課題として取り組んでいるところである。特に学校からの情報発信というものが、地域に開かれた学校においては重要かと考えている。ご指摘のとおり、幾つかの学校ではなかなか情報が更新されていない状況もある。子ども、ICT支援員という制度を持っているが、その支援員が学校と調整しながらこういう形で利用している学校もあるというふうなこともお知らせしながら、更新に努めていきたいと思っている。

また、小中一貫教育についても、点検評価のほうでも課題となっているが、情報の発信というものについて、今後とも内容を充実してまいりたいと考えているので、よろしく願います。

委員長

ほかにご意見、ご質問あるか。

外松委員

ちょっと教えていただきたいが、6ページの4の4グループ型小規模保育事業、それからもう一つあるのが、グループ型家庭的保育事業と、それが出てくるのが12ページ

の2 - 5にあるが、どのように違うのか。その辺の事業のことについていただきたいが、6ページのほうは多分新しく立ち上げるのかと思うが。

保育課長

まず、6ページのほうのグループ型小規模保育事業というのは、新規事業ということでもって、国の制度を利用して行う事業である。形態としては、15人ぐらいの子供たちを保育者が6人ぐらい、メインの保育者が3人、サブの保育者が3人入って、ビルとか空き店舗とか、そういったところの施設を改修した上で保育を行う。これは委託によって行う事業になる。

それと、12ページのほうのこちらの家庭的保育事業についても同じである。一方6ページのほうは歳入関係、国から入ってくるお金の関係。後ろのは歳出。歳入のほうだと国の名称を使うが、歳出のほうは練馬区バージョンということでやっているの、名称が違う。

外松委員

区バージョンなのか。

保育課長

中身は同じなのだが、微妙に国とは違うところがある。

委員長

よろしいか。

外松委員

ありがとう。

委員長

ほかにご意見、ご質問あるか。

特によろしいか。それでは、議案第3号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

議案第3号については、「承認」とする。

- (3) 議案第4号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (4) 議案第5号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

委員長

議案第4号「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。また、その次の議案、議案第5号「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。

これらは関連する内容と思われるので、あわせて説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

では、各委員のご意見やご質問をお願いします。

委員一同

ない。

委員長

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第4号、議案第5号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

議案第4号、議案第5号については、「承認」とする。

- (5) 議案第6号「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

委員長

議案第6号「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。

この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問あるか。規定の整備ということである。

それでは、議案第6号については、「承認」とする。

(6) 議案第7号 平成24年度練馬区指定・登録文化財について

委員長

次の議案である。議案第7号 平成24年度練馬区指定・登録文化財について。

それでは、この議案については、市長部局に補助執行をお願いしている文化財の案件となる。所管課長である文化・生涯学習課長にご出席をお願いしているので、説明をお願いいたします。

文化・生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、ご意見、ご質問をお願いします。

安藤委員

質問である。これまでも何度もこういった登録にかかわる審議をしてきたが、今までは気づかなかったことで1つ質問させてほしい。今回、お寺と個人所有の文化財について幾つか登録や指定になったが、それは閲覧や見学ということがどの程度可能なのか。また、これらの文化財を歴史的な資料として調べたり、見学したりしたいという方はどうすればいいのかということを知りたい。

文化・生涯学習課長

まず、個人所有のもので公開しているものと、非公開のものがある。特に、個人所有であっても、外から見えるものとか、そういったものについては原則的に公開をしているという状況である。

ただ、今回の中で、例えば古文書類については、お寺さんのほうで所有しているが、保存状態、これは常に出しておくとう傷んでしまうので、そういう意味で公開をしていない。ただし、今回、登録するので、私どものほうで記録をとらせていただき、写真であるとか、文書を読みくたしたものを、こういったものについてホームページで公開をしていくというようなことで対応している。

また、研究者の方々がそういったものを見て、詳細を知りたいということであれば、私どものほうで台帳を作成しているので、その台帳等で調査の資料としていただくというような対応をしている。

以上である。

委員長

よろしいか。

安藤委員

ありがとう。

委員長

ほかにご質問、ご意見はあるか。
よろしいか。それぞれ登録及び指定に値するとの答申があるので、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第7号については、「承認」とする。
では、文化・生涯学習課長にはご出席いただきありがとうございます。今後の事務手続をよろしく願います。

(7) 議案第8号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案に関する意見について

委員長

議案第8号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案に関する意見について。

この議案については、教育長に直接利害関係がある案件であるため、地方教育行政の組織および運営に関する法律第13条第5項の規定により、教育長はその議事に参与することができないので、教育長は一旦ご退出をお願いいたします。

〔教育長 退出〕

委員長

では、この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

では、各委員のご意見、ご質問をお願いします。

天沼委員

全体を読ませていただいて、ほんとうに丁寧に検討いただいて、大体理解できた。ほかの規模からいって該当するようなところや、ほかの4区長の給与等の平均額を算出して、それを基準としてお考えいただいているとか、算出方法なども、より客観性をもってやっていただいたと思う。

ただ、ちょっとわからないところは、5ページの5番の消費者物価指数ということが出てきているが、こういうものもやはり今回の改定にかかわってくるのだろうか。やはり消費者物価というのはかなり変動があるものだろうと思うし、何を以て基準値というか、代表値と定めるのかということもあるのかなと素人ながら思ったが、この辺はどうなのか。

教育総務課長

我々、公務員の給与については、情勢適用の原則というのがあって、やはりその時々での経済状況の変化、民間の企業の動向といったものを参考にしながら定めるという形になっている。我々職員については、民間企業との差等も見ると、あとはこの消費者物価の状況というのも一定程度考慮しながらやるということになっている。

5ページの(5)番にも書いてあるが、一応17年を100とした場合で現在はどうかというところで、若干の減というところがあるので、民間給与も公務員との格差があるということで、職員についてもその部分のマイナスがあったところである。それと、この民間の状況も踏まえてというところで、減にするための民間の条件というか、理由づけというところで使っているのかなというふうに考えるところである。

天沼委員

毎年、区の特別職の方々についての報酬等について、こういった審議をしているが、特別職というのはこれらの方々だけなのかということと、それと、特別職がこのように改定されることによって、一般職と申すか、そのほかの方々の給与に対する影響も出るものなのか。

教育総務課長

我々一般職については、特別区の場合には特別区の人事委員会から毎年勧告がある。これについては、10月に大体勧告が出て、それを踏まえて、昨年たしか条例改正の中で民間企業との差があるということで、0.019%の削減ということで削減をしたところである。

今回、こちらの特別職は議長、副議長、議員、教育長、区長については、やはり我々一般職の会計のものも踏まえてというところで、報酬審議会のほうでご審議いただいたものというふうに理解している。

またあと、特別職については、これ以外にも非常勤職員がさまざまいるが、こちらについては、やはり仕事の内容、その額等から見て、そのところまでは一般職員なりこれらの議員さん、区長なんかとはまた同一に考えづらいというところで、こちらのほうは据え置きといった状況である。

毎年、人事院勧告で民間企業との差であるとか、消費者物価の状況などを見ながら、毎年どういった形で改定するのがいいかというのが出ているので、それにあわせる形というふうにご理解いただければと思っている。

委員長

ほかの方、いかがか。

外松委員

ちょっと感想のようになってしまうが、まず、この審議会が非常によくいろいろな角度から調べていただいて、このように答申がされたことに、まずは感謝したいというふうに思う。特に、5ページなどの今説明いただいた物価の状況についてということで、その指数の変動に伴って、このようにせざるを得ないというようなことになるんだと思うが、日本の経済状況がこのような状態なので致し方ないのかなとは思いますが、ただ、ほんとうに年々責任と仕事の量は非常に重くなってきているが、現実、報酬はこのように毎年毎年下げられているという、これは一般職の方も議員さんの方も皆そういうような状況なので、何とか忙しい仕事に比例したそれだけの手当がいただけるような状況になつたらいいなと思うが、これはもう致し方ないことだと思う。

安藤委員

報告というか答申を拝見して、ほんとうに外松委員がおっしゃったように、とてもいろいろな角度から見て決められているということがとてもよくわかった。また、他区と比べてちょっと高いから下げようという一方で、他区より低い部分は上げることのないという、大変厳しい内容も見えてきたりした。

毎回思うが、確かに社会情勢等ある中で、下げていかなければいけないということは致し方ないというふうに、先ほどの総務課長のお話でもわかるが、下げていってしまうことで、ほんとうに優秀な人材が公務員にならなくなってしまわないかという懸念があるという感想を持った。ぜひ、皆さんがモチベーションが下がることのないように願いたいと思う。

以上である。

天沼委員

そうである。今の件で、埼玉県の前年定年で退職前にやめてしまうというような先生方が出たということで、そういった不利益、不遡及の原則がありながら、そういう前倒して決められてしまって、そこから適応されるというところがあると、そういう事態も起きてしまうのかなという今のご意見、補足ではないがあるので、その辺のところの先生方や教育のこういった活動、議員さんの活動にそういった不利益が及ばないようなことが常にこれからやっていただきたいと思う。

どうもありがとう。

外松委員

要望で、安藤委員も先ほどおっしゃっていたが、だんだんこういうふうに公務員の給料が下げられていくと、確かに優秀な人がほかの企業にハンティングされたりとか、そういうことが十分にあり得るだろうなというふうに思う。

かつて非常に民間が高かった時代に、もう公務員はほんとうにその何分の1というすごい冬の時代があったが、民間が高いからといって、では公務員がアップになるかと

いうとそういうことはないわけで、民間が下がってくると下げられるという厳しい状況があるので、ほんとうに優秀な人材を確保するためにはどうしたらいいかというのを国はもう少し考えてもらえたらなと、そのようにも思う。

以上である。感想である。

委員長

それぞれご意見がいろいろあるようだが、答申についてもいろいろな角度から納得できる説明があるので致し方ないということで、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第8号については、「承認」とする。
議案第8号を終えたので、教育長にご入室いただきたいと思う。

〔教育長 入室〕

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕

委員長

次に、陳情案件である。継続審議中の陳情4件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと伺っている。したがって、本日は全て継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、「継続」とする。

協議(1) 平成24年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。(1) 平成24年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。この協議案件については、教育委員会としての意見をまとめ、有識者の方のご意見もいただき報告書を作成しているところである。

したがって、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、この協議案件については、「継続」とする。

(1) 教育長報告

学校用務業務委託候補業者の選定について

被災地体験学習の実施について

通学路の合同点検結果について

学校給食調理業務委託候補業者の選定について

練馬区立小中学校 体力テストの結果について

部活動指導における暴力による体罰の実態把握について

小規模児童福祉施設の耐震診断結果に伴う対応について

保育施設の給食用食材放射性物質検査(一回目)結果について

平成24年度「練馬区成人の日のつどい」実施結果について

地域若者サポートステーション推薦団体の決定について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

東京都児童相談センターの移転について

その他

委員長

では、次に教育長報告である。

教育長

本日は11件報告をさせていただく。

委員長

それでは、報告の 番について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお願いします。

安藤委員

学校用務業務というのが委託事業になって数年がたって、3年たつかと思う。当初いろいろなことが懸念されていて、例えば契約をもとに用務を委託している中で、ちょっと手がほしいときに対応してもらえるのか、それが契約に入っていなかったらやってもらえないのかということを懸念されている学校の先生の声が聞かれていた。

3年たった今、現状はどうであるのか。また、問題点がこれまでにあって、それはどういった解決策がとられてきているのかということ、少しでもいいのでお話ししていただければと思う。

教育総務課長

平成23年度から委託を進めてきたところである。当初私どものほうも手探りな状況もあったところであるが、まず、仕様書については、やはり学校用務業務というのはどうあるべきかということについては、現場の職員も含めて仕様の中身が一番大事というところがあったので、そのところはかなり綿密に仕様書を作成させていただいたところである。

それに従ってきている中で、特にそのあたりで足りないというようなところはないが、順次その内容については充実をしていくということで進めている。

また、委託という中で、やはり従事している方に直接指示ができないというのが、この委託の中の1つの大きなネックである。業務責任者というものを通じて、実際働いている方に指導するという形になっているので、これについては事業者のほうもさまざまやっている中で、やはり普通校を1人で巡回するといった形だとなかなか手薄だということもあって、各学校ごとに業務責任者を置いていただき、その日その日の対応ができるような体制というのも事業者のほうでも努力していただいているところがある。

そういったところで、学校現場との情報交換は密にするというような形で通常の学校用務業務を円滑に行うということで、事業者のほうもそれぞれしていただいているところである。

また、私どものほうも、それぞれ事業者が行っている部分について、毎月報告をいただき、または現場に行って状況を確認して、改善すべき点についてはその都度業者のほうにお願いをするというようなところで、学校用務業務の質を維持するといった取り組みもしているところである。

そういったところで特に大きな問題というのは聞こえていないが、よりよい形でできるように、またさらに努力はしていきたいというふうに思っている。

委員長

ほかの方いかがか。

外松委員

関連して少しお伺いしたいと思う。今、委託されて学校で業務を行っている職員の方

の働き方とか、そういうことに関しては各校ごとに責任者がいて、学校長か副校長なのか、直接いろいろと相談ができるような回答をいただいていたが、そういうようなことをまた業者から課として状況を把握するというふうにとらえてよろしいか。

と申すのは、区の費用で委託をお願いして学校が円滑にいくようにそういう部分を担っていただいているわけであるから、どうしても学校現場は学校ごとに規模も違うし、いろいろ経営していることも違ってくるので、一律ではないわけである。

であるから、やはり学校のニーズに応じた働き方というのがとても要求される分野だと思う、この仕事のにも。であるから、各学校の校長先生方や教職員の方々がこのようなことも勤務時間内でやっていただけたら、ほんとうに学校としてはありがたいなと思うようなことも現実的には出てくるかと思うので、そういう微調整なんかはどこで現場的には行うことが可能なのか。

教育総務課長

確かに各学校、規模もあるし、業務内容もさまざまある。そういった意味で、仕様書についても、各学校共通のベースとなるものはベースとしてきちんと定めるとともに、それぞれの学校ごとに必要なものについては特記事項という形で、学校の特色に応じた形の仕様書をつくってやっているところもある。

実際、やる中で、業務責任者と学校側と実際の業務の内容について、意見交換をした中で、実際やっていただいているところであるので、学校ごとに特色もあるが、基本的にはベースとなる仕様書でほぼのものは網羅しているかなというところがある。

ただ、やはり学校の先生によっては、運動会のときに手伝ってほしいとか、そういうのはあるが、それも一定の限度があるので、その辺については学校側と協議しながら契約の範囲を越えない中でやってもらうということで、その辺についても疑義があれば私どもの担当のほうと調整して対応しているといったところである。

委員長

ありがとう。ほかにいかがか。よろしいか。

私もちょっと教えてほしい。勤務時間とか勤務形態というのを前にご説明いただいたことがあるかと思うが、もう一度教えてほしい。

教育総務課長

勤務時間については、仕様書の中で学校のあいている時間帯は8時間ベースにして定めている。あとは、学校のそうした部分でもうちょっと早目に来てもらいたいとか、そういったものもあるが、一応コアの時間帯は決めて、その中でやっていただくことにしている。

また、勤務については、さまざま、これは業者のほうの人員配置の問題になってきて、常勤の者を必ず1名配置して、あとはパートで何人かで回すとか、それは事業者によってさまざまである。

委員長

契約期間は1年とちょっと短いのかなという印象は受けるのだが、これは1年になっ
たいきさつみたいなものはどうか。

教育総務課長

契約期間自体は単年度でやるということで1年になっているが、特に問題がなければ
3年間は更新できるというところに対応はさせていただいている。

最初のと、23年のときは3年だったが、今は一応5年ということで。

委員長

更新が5年まで。

ほかにご意見やご質問はあるか。よろしいか。

それでは、報告の 番について、願うする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問を願うする。

外松委員

大変に有意義な学びができることかというふうにする。いろいろと準備の方や引率の
方々にはほんとうにご足労をかけるが、ぜひよろしく願うする。また、報告を聞か
せていただけるのを楽しみにしている。

天沼委員

今回、このような被災や復興について現地で学ぶことのできる大変いい学習機会にな
ろうかというふうにする。勉強のために私なども参加は可能なのか。費用はその場合は
自費だろうと思う。いかがか。

教育総務課長

検討させていただきたい。

天沼委員

よろしく願うする。事前の研修に予定があえば参加する。

安藤委員

私もとても貴重な経験ができる体験学習になると思う。最後のところに感想文の提出
を課題となすとあるが、できれば学校の中で報告会、多分全員が行けないという中では、
体験を学校内でシェアしてもらえよう、そういった体験の事後学習をしていただい
たらいいかと思う。

ただ、対象が中学校1、2年生ということなので、ちょっと1人で学校全体に報告するというのはなかなか難しいのかなとも思うが、補助的な資料を教育委員会のほうで作成するなどして、できれば同級生たちにシェアできるような事後の報告ができるといいのではないかと思う。

教育指導課長

70名から80名ということで、全中学校から参加者が出るかどうかというのはちょっとわからないが、いずれにしても貴重な機会であるので、ここで経験してきたことについては、一定、冊子などに整理して、それを各中学校あるいは小学校も、中学校1年生、2年生であるから、小学生でも高学年であればそれを使って勉強できるので、小学校、中学校に配布できるような形で今、検討しているところである。

委員長

それこそ小中連携で。せっかくの貴重な体験を十分に活用し、生かしていただける方向でご検討いただきたいと思う。

委員長

それでは、報告の 番についてお願いいたします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、ご意見、ご質問をお願いします。

外松委員

今回、非常に多くの箇所を点検していただいた。子供たちの安全のために、ほんとうに各部署の多くの方々に大変お世話になったことをまずはお礼申し上げたいと思う。子供たちが安全に登下校できるよう、子供の目線で点検していただいているなどというのを、この詳細を見て強く感じた。

また、これがきちっと実行できるように事業主体側も明確にされているし、周知もするということであるので、確実にこの対策が練られるのかと思う。お世話になるが、よろしく願います。

委員長

ほかの方。

天沼委員

今回、こういう結果をいただき、あまりにも対策箇所が多いので驚いた。適切な方法で今後事故がないように善処していただきたいと思う。

ただ、1点、ちょっとおやと思ったところは、事業主体が警察もあるが、ほとんどが練馬区となっているところである。警察としては取り締まりを強化ということは、路面表示や信号機の設置、横断歩道の設置などもあるが、場所によってはいろいろ出ているが、ある箇所では路面表示が警察になっているところが、ある箇所では練馬区になっていたりとか、同じ事業内容でも警察であったり練馬区になっていたりというところがあるが、これはどういうことなのか。

まず、どうしてこれだけ練馬区が事業主体となって、こういう対策を立てていくことになるのか。警察がちょっと少ないなという感想と、同じ内容がありながら、あるところでは警察、あるところでは練馬区となっているということは、どういうことなのか。

教育総務課長

事業主体については、基本的にはその通学路についても区のところが多いということもあって、区のレベルのところでの対応がやはり主になっている。また、警察のほうについても、信号機の設置であるとか、横断歩道の設置等については、警察のほうの担当なのだが、これまでも毎年小学校の安全点検は行ってきて、各学校からも信号機の設置とか、横断歩道の設置の要望は多いが、やはり信号機の立っている間隔であるとか、交通量の関係で、なかなかその辺、厳しい状況があって、今回はこの緊急合同点検の中でも何とかここは大丈夫だろうということで、警察のほうも対応していただいたところがそういったものである。

また、路面表示についても、警察のほうではいわゆる法令の規制の関係については、警察のほうの管轄になっている。一時停止しなさいという規制の看板があり、そこも路面表示するというのであれば、そういったものは警察の対応になるが、それ以外の交差点であることを明確にするということで赤い色で表示する。こういったものは区のほうで対応するといったところではしている。

今回も、この緊急合同点検では、やはりドライバーの方等に交差点であるということ、危ないということになるべく視覚的にわかってもらえるようにというところを中心に対応はさせていただいたところである。

以上である。

天沼委員

運転手に対して、そういう表示をきちんとわかっていただくということなのだが、警察でやっていただきたいこともいろいろあるうかと思う。やはり運転手の方々に対する研修、交通マナー、学校周辺ではそういう交通マナーをきちんと守っていただきたいという、新たにこういう設置ができたので、注意喚起板を別途看板を立てたので、きちんと確認してくださいとか、いろいろそういう研修をしていただきたいということと、それからまた、ここはない、先ほどちょっと触れられていたが、ミラーであるとか、信号機であるとか、ガードの確認、ここに記載のないものも改めてお願いしたいと思うのだが、いかがか。

教育総務課長

警察の方も含めて、今回、点検箇所を見て、ここはどのような対応ができるかということとでそれぞれ協議しながら、ここはこういうことができる、できないということ、それぞれ関係者で相談しながらやってきたところがある。

そういった中で、私もちょっと1カ所、2カ所立ち会ったが、やはりカーブミラーを設置してほしいというのは学校なり保護者からも要望はかなりあるが、警察としては、あれはやはり車と車のものであって、逆につけると、自転車が来ているのを見落として事故が増える可能性があるということで、どちらかという警察はあまりカーブミラーのほうは積極的ではないなというのがある。

やはりこれは、それぞれ立てた中で、メリットもあるし、デメリットもあるということで、それらについて警察のほうも、これまでのいろいろな事例等を見ながらご協議をさせていただいてきたところである。

取り締まりの強化であるとか、そのあたりについても、やはり交番、それからPTAからも点検の中で強く出たので、私どもとしても今後また警察のほうには働きかけはしていきたいと思っている。

安藤委員

私も危ない箇所があまりにも多いと大変驚いた。この中にいろいろなものを設置するというふうに対策内容として出ているものと、それから検討するという、主に警察だが、対策内容として見ている。

検討については、いつまでに回答が来るのか。また、設置についてはいつまでをめぐりに設置をしようというふうに予定されているのか、教えてほしい。

教育総務課長

こちらの今、点検した内容と対策であるが、現時点では、ほぼ半数程度は対策がとれている。この年度内中には対応については、検討も含めて実施していくということで考えている。

安藤委員

ありがとう。

もう一つ。先ほど区報やホームページで内容を発表するというのがあったが、おそらく昨年、小学校のPTA連合のほうからもこういった点検や対策についての要望があったかと思う。ぜひホームページや区報とは別に、小学校PTA連合のほうにも回答をしていただけたらと思う。予定されているかもしれないが願います。

委員長

ほかのご意見、ご質問はあるか。

今回、合同で関係者が集って点検していただいたというところには大変意義があるかなと思うので、検討事項を含めて実施のほうをよろしくお願ひしたいと思う。

それでは、次に行ってよろしいか。報告の番について、願ひする。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問を伺う。

安藤委員

感想というか、先日、協力校の給食試食会に参加してきた。その給食試食会では、給食室の様子や調理の様子、それから業者がどのようにして食材を学校に運んでいて、学校でどうやって受け取るかとか、そういったことがとてもビデオで丁寧に説明してもらえ給食試食会であった。ほんとうに事故のないように、昨年末悲しい事故があったことも受けているかと思うが、事故のないようにいろいろな工夫がされていることがとてもよくわかった。

毎日のことなので、なれることがないようにしてほしいなというふうに思った一方、業者さんの委託の学校だが、ちょっと言葉がはっきり覚えていないが、外食産業の中で最も厳しく管理されていて、最も緊張感のある現場が学校給食だというふうにお話しされていたことをとても印象的に思った。

たまたま給食試食会に参加したので申し上げた。以上である。

委員長

いい、体験談をしていただいた。ありがとう。
ほかにご意見、ご質問はあるか。

外松委員

学校給食のほうはもう委託になって何年かたっているわけだが、今、安藤委員に報告いただいたように、多分どの業者もきっとそういう思いで学校給食に携わっているのかなというふうに思いながら、聞かせていただいた。

食であるから特に問題があったら困るわけだが、そういうこともなく、よくやっていただいているようなので、また引き続きいろいろ連携等大変かと思うが、子供たちの食の安全のためにどうぞよろしく願います。

委員長

ほかの方はいかがか。
それでは、報告の 番について、願います。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。それでは、各委員のご意見やご質問を伺う。

天沼委員

意見である。全体として男女を比較してみると、今、ご指摘があるようなそれぞれの力のところで、都平均よりも下回っているということがご報告されたそのとおりだと思う。

まず、男子のほうだが、縦に見ていくと、小学校2年生と小学校4年生のところは50m走以外は全て東京都を下回る結果となっている。ちょっとここが、小学生のそのあたりが少し力を、何らかの改善策を試みたほうがいいのかなどというふうに思った。

それから、女子であるが、それと比較すると女子は若干よろしいのかなという感じもしたが、やはり若干小学校2年生のところはボール投げ以外が全て都平均を下回るといったところで、男子ほどではないが、先ほどもご指摘のところ、番や番が。

ただ、女子の場合は中学校1年の握力がで、全て印。都平均を上回るということで、やはりここで何か女子に小6ぐらいからか、女子のところで大きな何か転換が起きているのかなというふうな感じがする。多分中学校へ入って体育という教科とクラブ活動が始まるといったことであれば、成長が男子よりも若干早く女子のほうが進んできている。いろいろな要因が重なっているのかと思うが、改善されてきているかなと思う。

であるから、課題はどちらかということ、小学校低学年のほうで、小学校2年生、4年生ぐらいのところにあるのかなということで、それにあった体力を向上するための何か方法を講じていかないと、毎年同じ結果を見ることになるのかなと思ったので、何か案を講じていただきたいと思う。

以上である。

教育指導課長

非常になかなか分析も難しい部分があるが、やはり男子の小学校の部分というのが、女子と比べても東京都の平均と比べてであるが、若干課題が見えている。確かに2年生、4年生、3年生あたりもそうなのだが、やはり女子に比べると男子は小学校のあたりでは、日ごろの運動というのが比較的偏っているので、例えば野球とかサッカーとかそういう運動系の地域の団体に入っている子と、そうでない子とでちょっと差がある。

ところが、女の子は小学生で縄跳びであるとか、例えば一輪車だとか鉄棒だとかと、男子と比べて圧倒的にやる、女の子のほう。そういうところでいうと、小学校部分の、特に小さい子たちになると、女の子のほうは比較的体を動かしているのかなというのはいえる。男子は動かしている子と動かしていない子の差が出てしまっている。

それから、先ほど中学生部分についての、これはまさに天沼委員もおっしゃったように、特に女子などは部活に入って体を動かす機会が非常に増えてくる。もちろん文科系のクラブもあるわけだが、運動系にも多くの子が入って、女子の場合は小学校時代と比べるとはるかに体を動かす割合が多くなる。

そういうことで、中学生部分の結果がちょっと運動するだけでぐんと平均も上がってくるので、そういう部分で言うと、中学生部分の結果がいいというのは言えるのかしれない。

委員長

小学生と中学生についてこういうデータがあるが、保育園とか幼稚園等では何かそういう体力についての調査があるのか。

教育指導課長

実はこれは、練馬区は3年生以上でやっていた。これ、東京都が小学校1年から平成23年度からやると言ったのでやっている。実は、小学校1年生、2年生の体力調査というのはちょっと怪しい部分がある。正確にはかかれているのかどうか。それがましてや就学前のお子さんになると、よーいどんと言っても、非常に個人差があった。正確にはかるというのは非常に難しい。

であるから、調査ということで1、2年生でも難しいことがあるので、なおさら調査ということになると就学前は難しいかなと思う。ただ、体を動かすということについて就学前からやっていくということは大事なことである。

委員長

練馬は比較的學校や幼稚園でも敷地は広いほうかなというふうに思う。子供の運動場については、かなり運動量は多いほうととらえているのかなというふうに思うが、そういったようなことについての何かデータみたいなものはあるか。

教育指導課長

特に、敷地ベースとか、例えば23区の中で比べたわけではないのでわからないが、確かに23区ということでは、比較的土の部分が多いので、体を動かす機会はあると思うが、それでも全国と比べてやはり歴然とした差が出ている。それは後ろのほうのグラフを見ていただくとわかるが、やはり子供たちの生活環境、そういったものの影響というのは出てきているかなと思う。

委員長

最近では地方の子供たちも結構運動量が少なく、ゲームに浸っているというような報道を聞いたこともあるが、いずれにしても小さいころから、やはり体を動かすということは大人になっても大事なことだというふうに、改めてこの体力調査を見て感じた。

外松委員

今、課長からご説明いただいて、特に3ページのところの考察だが、ほんとうに各学校で体力向上に向けて、朝とか業間とか体育の時間等でこまめに持続して取り組んできていることが、20mシャトルランの全体持久力を見る、そういう項目に成果としてあらわれているというお話を伺った。

やはり地道な努力は実っているんだなというふうにとてもうれしく聞かせていただいたが、ぜひ各現場に戻していただき、この喜ばしいことを、取り組む子供たちがまたそれを聞いてさらに意欲を持って、寒いときでも外で元気よく走ろうとか、縄跳びしようとか、そういうふうに向前に進めるように励ましていただけたらうれしいと思う。

委員長

どうぞよろしくお願ひしたいと思う。
ほかにご意見。

安藤委員

おっしゃったように、1、2年生がどの程度このテストを理解して取り組んでいるのかなということは、練馬区、都内だけではなくて、東京都だって、全国だって、そういうふうと思うが、こういったテストをする場合に、例えば握力はキ口数が多いほうがいいんだよとか、シャトルランはたくさん走れたほうがいいんだよとか、そういうような説明とかというのはしているのか。どういうテストの仕方をしているのか。

教育指導課長

体力テストの場合、種目の説明はするが、あくまでも体力というのはその子のかつて育ってきた環境とか、さまざまあるので、例えばたくさん跳べたからいいとか、そういう優劣でやるのではなくて、どれくらいできるか自分の力を試してみようというような形で実施するというのが通常のスタイルである。

ただ、種目の意図がわからないと、例えばどれだけできるかを見るんだよとか、そういう種目の意図はきちんと伝えないと、自分のペースだけでやられてはなかなか結果にならないので、そういう説明はきちんとやった上で実施をしているということである。

安藤委員

ちょっと言葉があまりうまくなくて失礼した。ありがとう。

あと、先ほど授業など持久走カードとか縄跳びカードなどでプログラム化してやっているというような話もあったが、それ以外にも、わりと小学校などは外遊びを奨励して学校の先生が外と一緒に鬼ごっこしようというような、ほんとうに小さな小さな地道な努力で、子供たちが校庭に出て遊ぶようになったという話も聞くので、ほんとうに先生方の努力が少しずつ実ってきたと思う。

委員長

ほかによろしいか。
それでは、報告の 番についてお願ひいたす。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお願ひいたす。

天沼委員

今のご説明で、私もこの資料をいただいたところで随分不備があるなと思っていたところである。一部理解できたが、表題の「暴力による体罰」という都教委の表題なのだが、それについては生徒の質問紙の 番で、暴力ではないが肉体的、精神的苦痛を感じる体罰という、例えば長時間にわたる正座とか、立たせるとか、ここで使われているが、校長先生のところや顧問の教師のところではそれが、例えば顧問教師、前のページだが、 番から 番まで、全て暴力による体罰で統一されている。なので、ここで 番で暴力ではないがということを入れたほうがいいのかと思っていた。暴力ではないが長時間立たせたり、正座をさせるなどしたことがあるかというのも入れたほうがいいのかと思った。

体罰の定義に、暴力、身体的な苦痛を与えるもの以外に、そういう長時間正座をしたりということがあったので、であるので、この全て生徒の質問紙の 番に合わせた暴力ではないけれども、そういった苦痛を感じさせるようなことがあったかどうかというものも、顧問の先生のほうにもお尋ねするようにしたほうがいいのかと思った。

それから、今、全教諭というのは大変それはいいことだと思う。顧問の先生ばかりではなくて、全教諭に広げるというのは私もそれはお願いしたいところだと思ったが、もう1点、法務省の人事擁護局などのかつての調査などを見ると、体育の先生が体育の時間中に体罰をするというケースが結構多かった。ある調査時期では一番多かった。

なので、全教諭もなのだが、その辺の体育の先生のそういった授業の進め方もちょっと把握できるような何か、全教諭の中に入るのだろうが、注意していただきたいと思う。

体罰の定義がそういった殴る、蹴るの身体的苦痛以外のもの。長時間立たせたり、ずっと端座させるというのも苦痛になるが、あるいは給食をずっと食べるまで待っているのも、それは体罰に含まれるわけなので、そういう暴力ではないがというのはどこかに必ず入れていただきたいと思う。

それからもう一つ、校長先生に聞くところで、現状認識のところ、 番で終わっているが、校長先生が知っていながら黙認したというのが今回の事件になってしまった、大阪市の高等学校。 番あたり可能であるならば、体罰を黙認したことがあるというのがストレートだが、入れたらどうかと思った。ちょっときつい設問状況になるかと思うが。

以上である。

教育指導課長

ご指摘ありがとうございます。調査項目については、これは東京都教育委員会が作成している東京都教育委員会の調査になるので、今、こういったものもあったほうがいいのではないかとこのものがあつた。それを区として加えるというのはなかなか難しいが、今、ご指摘いただいたのも大事な視点なので、この調査をし、調査をした後、当然出てきた内容については具体的に把握する部分、区教委が学校に把握する部分があるので、そういったところで今いただいたご意見も参考にしながら、やっていきたいというふうに思っている。

一番最初に確かに子供のところの6番だけが、いわゆる暴力以外のことを聞いているが、これは都教委の担当者からの説明では、今回はあまり広げずに有形力、いわゆる殴

るかどけるとか、そういう有形力の部分に絞ってやりたいんだというのがどうも東京都の意図のようである。

ただ、子供については一番最後にいわゆる有形力以外の部分も入れたと。であるから、それはもしここに「ある」というような回答があった場合には、各学校とのその生徒のをしたことについてきちんと向き合っで対応してくれという、説明会ではそんな話があったところである。

したがって、練馬区の場合は先ほど申し上げたように、教育長の通知の中にもいわゆる有形力以外の体罰の部分についても、これはあり得ない話だということで通知で決定しているということである。

以上である。

天沼委員

有形力の行使については、例えば教員に向かって暴力をふるってきた生徒を抑える行為とか、生徒同士が暴力をふるってけんかしているというところに割って入るときに抑えるというようなところに使われる力で体罰ではないという文部科学省の見解が出ている。

であるので、その有形力は文部科学省として使っているのか、その場面によってであるが、個々の場面によって解釈がやはり必要になると思うが、身にふりかかった暴力を防ぐ正当防衛として使われる力として考えているようなので、であるから、暴力と有形力とは違うので。

ここで言うのは要するに、殴る、蹴るである。殴る、蹴るなどはやはりはっきりと言葉の問題なのだが、分けて考えたほうが良いと思うし、同じように文部科学省があつて定義か、法務局か、文部科学省もそうだが、先ほど申したような、制度のところに出ているが、長時間にわたって正座させるとか、長時間にわたって立たせるというようなことは、当然途中でトイレに行かさなければならないが、やはりこれは苦痛を与えるものであるので、体罰にあたるということなので、これは生徒に対する 番の設問というのは、定義に沿った、体罰の2つの殴る、蹴ると、もう一方の暴力、体罰について聞いているというふうに私は考えたので、先ほどとまた同じことをなぜ顧問教員には聞かないのかなという質問をさせていただいた、理由であるが。

教育指導課長

東京都教育委員会の説明は先ほど言ったように、今の天沼委員のお話と東京都教育委員会の意味とちょっと齟齬があるが、東京都教育委員会の説明では、今回は、殴る、蹴るというそういうところに特化してやりたいんだというお話だった。

であるから、子供には聞くけれども、顧問教員には聞かないということ、東京都の説明ではそういう説明であった。

委員長

先ほどのお話の中で、子供のアンケートの中から出てきたものについては丁寧に扱っ

て、顧問教諭やその他該当の方にはもう一度聞いていくというような手立てもあるのかなというふうに思うが、それ以外にもほんとうに体罰は暴力以外のものも十分あり得るということを前提で、ほかの方法というのであるか、何か区として情報を得る手立てみたいなものをちょっと検討していただく必要があるかなという感じがしたが。

教育指導課長

あくまでもこれは実態把握、調査が目的ではなくて、子供たちの部活を含む教育活動の中で、こういった体罰というものを根絶していくということが目的である。当然この調査を1つきっかけにしながら、子供からもし「あり」というところが出てきたり、先生方のほうから「あり」と出てきた場合には、調査が「あり」と出てきたから「あり」と出たということで、ただ単に都教委に報告するだけではなくて、それぞれの状況を区教委としては引き取りながら判断をしていきたいというふうに考えている。

委員長

ということである。よろしいか。
それでは、報告の 番についてお願いいたします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

耐震基準を満たさなかったところについて、大変迅速に対応していただいていると思うので、次に行ってよろしいか。
それでは、報告の 番についてお願いします。

保育課長

資料に基づき説明

委員長

いずれについても、検出せずということであるので次に行ってよろしいか。
それでは、報告の 番についてお願いいたします。

青少年課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問あるか。

天沼委員

大変大雪の日、お疲れさまであった。

委員長

どうもご苦労さま。

天沼委員

多くの成人の方が集まって、あの雪の中を。よかった。お疲れさまであった。

委員長

それでは、報告の 番についてお願いする。

青少年課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問はあるか。

天沼委員

よろしくお願いする。

委員長

それでは、その他の報告はあるか。

教育総務課長

資料18である。教育委員会後援名義使用承認事業である。2月事業実施分、それから、12月、1月の事業の追加分、全部で12件である。内容については、お目通しいただければと思う。

以上である。

委員長

ご意見、ご質問あるか。

それでは、その他の報告はあるか。

では、第2回教育委員会定例会を終了する。